

大阪市条例第30号

大阪市港湾施設条例の一部を改正する条例

大阪市港湾施設条例（昭和39年大阪市条例第76号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
(欠格条項) 第23条 次の各号のいずれかに該当する法人等は、指定管理者の指定を受けることができない。 〔(1)・(2) 略〕 (3) その役員（法人でない団体の代表者又は管理人の定めがあるものの代表者又は管理人を含む。）のうちに、次のいずれかに該当する者があるもの 〔ア 略〕 イ <u>拘禁刑</u> 以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から2年を経過しない者 〔ウ 略〕 別表第1（第17条関係） 〔表 別紙2 挿入〕 別表第5（第17条関係） 〔表 別紙4 挿入〕	(欠格条項) 第23条 〔同左〕 〔(1)・(2) 同左〕 (3) 〔同左〕 〔ア 同左〕 イ <u>禁錮</u> 以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から2年を経過しない者 〔ウ 同左〕 別表第1（第17条関係） 〔表 別紙1 挿入〕 別表第5（第17条関係） 〔表 別紙3 挿入〕
備考 表中及び表中に挿入される別紙の〔 〕の記載は注記である。	

附 則

- この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第23条第3号イの改正規定は、同年6月1日から施行する。
- この条例による改正後の大阪市港湾施設条例別表第1の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

[別表第 1 別紙 1]

[同左]		
有料廃棄物埋立護岸	専用使用料	廃棄物 1 トンまでごとに <u>2,420円</u>

[備考 同左]

[別表第 1 別紙 2]

[略]		
有料廃棄物埋立護岸	専用使用料	廃棄物 1 トンまでごとに <u>3,674円</u>

[備考 略]

[別表第 5 別紙 3]

[同左]	
臨港緑地	[1 ～ 9 同左]
	10 工事用板囲、足場、詰所その他の工事用施設及び土石、竹木、瓦その他の工事用材料の置場 1 平方メートルまでごとに 1 月 2,900円

[備考 同左]

[別表第 5 別紙 4]

[略]	
臨港緑地	[1 ～ 9 略]
	10 工事用板囲、足場、詰所その他の工事用施設及び土石、竹木、瓦その他の工事用材料の置場
	1 平方メートルまでごとに 1 月 2,900円
	11 前各号に掲げるもののほか、港湾の利用の効率化を図るもの
	1 平方メートルまでごとに 1 月
	近傍類似の土地の時価に1,000分の2.5を乗じて得た額

[備考 略]